



平成27年4月24日

各 位

会社名 キムラユニティー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木村 幸夫  
(コード番号 9368 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 小山 幸弘  
TEL 052 (962) 7051

## 内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法の改正内容に鑑み、内部統制の一層の充実を図り、子会社を含む企業集団の業務の適正を確保することを目的に、平成27年4月24日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 内部統制システムの基本方針（平成27年5月1日改定）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令、社会規範及び社会的良識等に基づいた企業活動を展開していく上で、取締役及び使用人が遵守すべき「キムラユニティーグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティーグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」を実効あるものとして運用します。
  - (2) 社外取締役及び社外監査役を選任し、経営の透明性、客観性を高め、取締役の職務の執行について、法令及び定款に適合することを確保する体制を整備します。
  - (3) 内部監査部門を設置し、企業活動における管理、運営及び業務の遂行状況を法令、定款及び当社の諸規程等に照らして、合法性及び合理性の観点から内部監査を行い、不祥事の未然防止をするとともに、コンプライアンス体制の確立を図ることで、使用人の職務の執行について、法令及び定款に適合することを確保する体制を整備します。
  - (4) コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制、規程及び計画等を審議するとともに、コンプライアンス研修を継続的に実施するとともに、コンプライアンスに関する情報を適時適切に周知徹底します。
  - (5) 未然防止並びに発生事実の早期把握及び牽制機能として、内部通報制度を制定し、社内窓口及び外部窓口を設置します。なお、内部通報制度は通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないことを確保します。
  - (6) 社会的秩序及び企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体、個人とは一切関わりを持たず、毅然とした行動をとります。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る文書（議事録、申請書及び添付書類等電磁的記録を含む。）については、「文書取扱規程」等により、適切な保存及び管理を行います。
- (2) 「情報セキュリティ規程」等により、情報の取扱い、保存、管理及びセキュリティに関する適切な運用を図ります。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの一環として、「安全・健康」及び「品質」の確保を重要な経営課題として取組み、S Q推進本部（S：Safety [安全] Q：Quality [品質]）を中心として開催する「安全健康会議」「全社品質会議」及び各事業所又は各事業本部以下の組織で開催する「安全衛生委員会」「品質委員会」での活動を通して、損失の未然防止及び発生時の管理について対応します。
- (2) 「リスク管理規程」等により、リスク管理に関する方針及び体制を定めるとともに、総務担当部門を中心とした管理体制のもと、損失の発生に繋がるリスクを洗い出し、発生時の損失を最小限とします。また、「危機管理マニュアル」を制定し、危機発生時に早期かつ適切に対応します。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等により、会議体、部門及び役職の権限を定め、適切かつ効率的な意思決定及び職務の執行を確保するとともに、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員が役割を分担することで、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行います。
- (2) 月1回開催される取締役と監査役による取締役会において、重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況について監督を行います。
- (3) 月2回開催される取締役及び執行役員による全社執行役員会議において、取締役会への付議事項の審議並びに執行役員の職務執行に関する基本的事項及び執行状況の監視を行います。

## 5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」により、子会社の当社に対する承認事項及び報告事項を明確にするとともに、定期的な当社の取締役会及び全社執行役員会議での報告並びに年1回開催される「世界大会」での審議及び報告を通じて、業務の適正を確保するための子会社の報告体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制及びコンプライアンス体制等をキムラユニティグループ全体で網羅的かつ統括的に管理します。
- (2) 監査役及び内部監査部門による定期的な監査を行い、子会社を管理する体制の充実を図ります。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続に評価し、必要な是正措置を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置します。なお、「監査役会規程」により、監査役の職務を補助すべき使用人の選任は、監査役会の決議事項と定めています。
  - (2) 当該使用人は、監査役及び監査役会の指示のもと、忠実に職務を遂行し、監査役が当該使用人を取締役から独立させて職務を行うように指示できる体制とします。
  - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動及び評価等については、監査役会の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
  
8. 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、キムラユニティグループに影響又は損害を及ぼすおそれのある重要情報について監査役に速やかに報告を行う体制とします。
  - (2) 監査役が取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況並びにキムラユニティグループに影響又は損害を及ぼすおそれのある重要情報について、適時報告を受けられる体制とします。
  - (3) 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行に係る主要な文書等を監査し、必要に応じて、取締役及び使用人から報告を求めることとします。また、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に係る場合及び通報者が監査役への報告を希望する場合は速やかに監査役に通知します。
  - (4) 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。また、通報者が不利な取扱いを受けていないかどうかを確認するため、内部通報窓口への通報状況及び当該対応の状況を監査役に報告します。
  
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
  
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は、年度毎に監査方針及び監査実施計画を取締役会で説明の上、監査の結果を取締役に開示し、監査の実効性を確保します。
  - (2) 代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施することで意見又は情報の交換を行い、監査役との意思の疎通を図ります。
  - (3) 監査役会は、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合を実施することで意見又は情報の交換を行い、円滑に連携できる体制とします。

(添付資料)

## 改訂前 内部統制システム構築の基本方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、「キムラユニティグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」を実効あるものとして運用するとともに、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わりを持たず、毅然とした行動をとります。また、取締役及び執行役員（以下、役員等という。）を対象とした「コンプライアンス研修」を継続的に実施するとともに、コンプライアンスに関する重要情報を適時適切に役員等に周知徹底します。

さらに、社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務の執行について、法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備します。そして、体制の整備、確保及び実践とともに、未然防止及び発生事実の早期把握と牽制機能として、社内に内部通報制度を制定します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（議事録、申請書並びに添付書類）については、「文書管理規程」等により、適切な保存及び管理を行います。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ規程」により、個人情報の保護に対応します。

なお、「文書取扱規程」、「機密文書取扱規程」は1991年3月、「情報セキュリティ規程」は2004年10月に制定し、必要の都度改正を行っております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではリスクマネジメントの一環として「安全」と「品質」の確保を重要な課題として取り組み、S Q推進本部（S：Safety [安全] Q：Quality [品質]）を中心として定期的を開催する「安全会議」「品質会議」及び各事業所単位に設置される「安全委員会」「品質委員会」の日常的な活動を通して、損失の未然防止、発生時の管理について対応する事とします。

また当社は、損失の発生につながるリスクを洗い出し、発生時の損失を最小限とすべく総務部を中心とした管理体制を整備し、危険発生時の対応を早期かつ適切に行うための「危機管理マニュアル」を制定し、会社及びグループ全体で対応します。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、月1回開催される取締役と監査役による定例の取締役会において、重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況について監督を行うとともに、取締役及び執行役員により月2回開催される経営戦略会議において、取締役会への付議事項の審議及び執行役員の職務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定及び執行状況の監視を行います。

なお、1999年6月より経営の執行をより機動的なものとするため、執行役員制度を設けております。但し、委員会設置会社の形態は採用しておりません。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

前1.と同様、「キムラユニティグループ企業倫理規範」及び「キムラユニティグループ企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、定期的かつ継続的な研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する情報を適時適切に社内関係部署等に周知徹底します。

また、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するため、監査室を設置し、企業活動全般における管理・運営、業務の遂行状況を法令・定款及び当社の諸規程等に照らして、合法性、合理性の観点から内部監査を行い、不祥事の未然防止をするとともに、コンプライアンス体制の確立を図ります。

なお、監査室は1991年4月より設置し、年度の監査方針に基づき計画的な監査を実施しており、代表取締役への定期報告と、必要に応じて取締役及び取締役会、監査役会へ報告し、問題があれば会計監査人、弁護士等外部機関とも調整しております。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、国内1社、海外3社の子会社を有しており、内部統制システムはこれらを対象の範囲として業務の適正を確保します。また、「関係会社管理規程」により、当社に対する承認事項と当社への報告事項を明確にし、特に海外に所在する子会社については年1回開催される「世界大会」での審議、報告を通じて、企業集団全体としての業務の適正を確保します。また、監査役による子会社への内部監査の実施を行い、体制の充実を図ります。

なお、「関係会社管理規程」は、1991年3月に制定し、必要の都度改正を行っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置します。その使用人は、監査役又は監査役会の指示のもと職務を遂行するものとします。

なお、監査役の職務を補助する使用人を設置する場合は、「監査役会規程」により、監査役スタッフの選任は監査役会の決議事項と定められております。

8. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任免、異動については、監査役と取締役が協議します。また、当該使用人に関する評価等に関しては、監査役の意見を聴取し、取締役からの独立性を確保するものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参画し、取締役の職務の執行状況について報告を受けるとともに、取締役から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合はその都度、更に会計監査人が取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合はその旨の報告を受けることとします。

また、取締役及び使用人の職務の執行に関する主要な文書等を監査し、必要に応じて、取締役及び使用人から説明を求めることとします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、年度毎に監査方針と監査実施計画を代表取締役及び取締役会にて説明のうえ監査を実施し、その結果を取締役に開示し、監査の実効性を確保します。監査役と代表取締役、監査役と監査室、会計監査人との定期会合を開催し、報告と対応協議のための体制を確保します。

以上